

「海外顧客やベンダーと取引すると仕様書が分厚くて読むのが大変」、「海外顧客とベンダーはパートナーと呼び合う一方、日本顧客とベンダー間では発注者が強く、お客様は神様」、という話を聞きます。国内メーカーで9年、米国メーカー日本法人で10年の勤務経験から、国内慣習はグローバルからみて特異(Unique)であること、グローバル慣習やPMBOK(Project Management Body of Knowledge)に沿うとグローバルプロジェクトマネジメントし易いことを実感しています。

先日、川村会長が講師をされたCPD セミナー「インフラ建設とプロジェクトマネジメント」を受講しました。海外プロジェクトではFIDIC 契約約款のように、発注者がThe Engineer(第三者技術者)を雇い、The Engineer が詳細計画を策定、見積り依頼、受注者選定、プロジェクト監督する場合があります。国内プロジェクトでは、会計法29条11に、「契約担当官等(以下、発注者と記載)は自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない」とありますが、**補助者に第三者技術者を含むことが出来るのでしょうか？**

明確な答えを探してみようと思い、会計法、建設業法、民法、商法を調べてみた結果、エンジニアやプロジェクトマネージャーが活躍しやすいよう、タイムリーに法整備する必要性が見えてきました。

国内プロジェクト(建設工事)の場合は、建設業法第19条2により、「請負人は工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項を、書面により注文者に通知しなければならない」とあります。請負人(一次受注者、兼、二次発注者)の補助者として、現場代理人(二次受注者)が現場監督を行なうことが許容されて良いのでしょうか？

- A) 許容されると仮定した場合、会計法29条11の発注者の補助者に受注者が含まれることになり、建設業法第19条2により権限が元請から一次下請、二次下請、、、N次下請へ、順次委嘱することが可能になります。責任に関する事項はどうでしょうか？元請、一次下請、二次下請、、、N次下請へ、責任も転嫁することが許容されると仮定すれば、洲鎌PE記事(JSPE マガジン2016年1月号)の「直接杭打ち工事を行なった下請業者がまず謝罪した」一因になりえます。建設業法第19条2に「現場代理人の権限に関する事項について請負人が責任をもつこと」の明記が必要と考えます。
- B) 許容されないと仮定した場合、会計法29条11の発注者の補助者に受注者が含まれないことになり、発注者が全工事を監督する必要が出てきます。発注者のマンパワーを補えるように、会計法29条11の発注者の補助者の定義に、第三者技術者を含むべきと考えます。

PE, PMP を取得後、10年間米国メーカー日本法人(下請負人)の立場で、国内機械メーカー(元請負人)が、国内又は海外エンドユーザー(発注者)の海外工場へ機械を輸出する際に、電気計装制御システムを提供するプロジェクトに関わってきました。北米へ機械を輸出する際に必要となるUL/SCCR 対応電気品、最新の安全系ネットワーク(Ethernet/IP, CIP Safety)ベースの安全系PLC/Motion/Drive制御システム(IEC61508 Safety Integrity Level 3)もグローバルプロジェクトマネジメントと併せて提供しています。

海外エンドユーザーが雇う第三者技術者(The Engineer)は詳細仕様、工期、進行に応じた報酬及び材料費の支払条件、変更要求処理プロセスを見積り要求仕様書(Request For Quotation)にまとめ、具体

的な内容を提示し、そして受注者(元請負人)を決定します。発注後、第三者技術者(The Engineer)はプロジェクトを監督、進行に応じた報酬及び材料費を支払し、変更要求処理も適切に行います。

受注者(元請負人)および下請負人のProject Manager 達は、Schedule Performance Index、Cost Performance Index、Cash Flow、Planned Profit At Completion 等を随時把握しながら、変更要求(Change Request)にも契約に従い対応します。まさにPMBOK に集約された国際的な知識と手法をベースにプロジェクトマネジメントするので、Win(発注)-Win(元請)-Win(下請)関係を得られます。それは高い倫理観と技術力及びプロジェクトマネジメント力をもつ第三者技術者(The Engineer)の貢献が大きいです。洲鎌PE 記事では「Construction Manager(CM)」の例を詳述されています。

国内プロジェクトで発注者が自ら又は補助者が、具体的に見積要求条件を提示できない場合、発注前にも関わらず見積業者に相当量の詳細設計を実施させることもあり、見積業者は詳細設計に係る人件費を先行投資します。幸運にも受注者は投資回収できますが、失注者は投資した人件費がロスになります。

将来、会計法29 条11 の発注者の補助者の定義に第三者技術者が明確に追記されれば、第三者技術者が具体的に見積要求条件を提示でき、詳細プロジェクト計画、技術要求仕様も提示できるので、業界全体として人件費ロスの総和を小さくできます。国内でも第三者技術者(The Engineer)の存在及び活用を法的に位置づける事も国としての選択肢の一つではないでしょうか。

法律素人ながら、「会計法第29 条11：発注者は自ら又は補助者又は第三者技術者に命じて、契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならない。」、「建設業法第19 条2：請負人は補助者又は第三者技術者に命じて現場代理人の権限を与える場合、請負人はその権限に関する事項について責任をもたなければならない」、への改正を進言します。

今後、JSPE 会員のように高い倫理観と技術力及びプロジェクトマネジメント力をもつ人的リソースが発注者、受注者(元請負人、下請負人)、第三者技術者、法律プロフェッショナルの各立場に増員されることで、日本習慣の良さ(和を重視、熟考、緻密性)にグローバル習慣の良さ(明確な責任と権限、スピード感、論理的思考)を融合できると考えます。特に複雑にからむ法律間の論理整合性を保ちながら、明確に責任と権限を定義するために法律プロフェッショナルの英知は非常に重要ですので、JSPE の法律プロフェッショナル育成への関与も提言します。

以上

### 【編集部追記：2 月鬼金セミナー関連の補足（講師：川村会長より）】

国内では、新スタジアムやマンションの建設マネジメントをどうすべきかが大きな社会問題となっているところ1月のマガジン記事において洲鎌さんから米国建設マネジメント手法を導入できないかとの貴重な提案を受け、私なりに国内で導入できない原因を探って2月の鬼金セミナーで披露いたしました。今回の高松会員からの投稿は、日頃エンジニアがあまり気にしていない会計法や、日々適用されているがあまり深くは呼んでいない建設業法との関係性に焦点をあて、これらを事務屋に任せずエンジニアも主体的に活用、改善していくことが重要ではないかとの貴重なご提案です。JSPE では、この内容に興味のある会員の方々の交流を後押しする活動も行っていきたいと考えております。ご興味ある方は広報部会までご一報下さい。

2016 年3 月26 日  
理事・会長 川村武也